

「仏暦二五五〇年・危険物である使用済み 電気機具及び電子機器の輸入許可要件につ いての工場局告示」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

● 仏暦二五五〇年・危険物である使用済み電気機具及び電子機器の輸入許可要件についての工場局告示

前文省略

第一項 範囲

一・一、使用済み電気機具及び電子機器とは、使用を経た電気機具及び電子機器で、まだ使用可能かつ製造時の形態を残しているもの、もしくは修繕、改造または改変を通じ本来の目的に基づき使用できるものを意味する。ここに以下のリストを本告示の要件下に管理を受ける第三種危険物とする。特定の件について規定のある法律がある場合、その法律の規定を適用する。

- 一・一・一、冷蔵庫 輸入関税タリフ番号（以下略） 84・18
- 一・一・二、テレビ受像機 85・28
- 一・一・三、ラジオ受信機 85・27
- 一・一・四、ビデオ再生機 85・21
- 一・一・五、DVD再生機 85・21
- 一・一・六、VCD再生機 85・21
- 一・一・七、録音テープ再生機 85・19
- 一・一・八、空調機 84・15
- 一・一・九、洗濯機 84・50
- 一・一・一〇、衣料蒸し機 8451・21・00、8451・29・00
- 一・一・一一、ドライクリーニング機 8451・10・00
- 一・一・一二、電気炊飯器 8516・60・10
- 一・一・一三、電気湯沸し機 8516・79・10
- 一・一・一四、電子レンジ 8516・50・00
- 一・一・一五、電気オーブン 8516・60・90
- 一・一・一六、電話機 8517・11・00、8517・18・00
- 一・一・一七、ファクシミリ機 8443・31、8443・32、8443・39
- 一・一・一八、テレグラフ受発信機 8517・62
- 一・一・一九、計算機 84・70
- 一・一・二〇、電子タイプライター 84・69
- 一・一・二一、複写機 84・43
- 一・一・二二、携帯電話機 8517・12・00
- 一・一・二三、コンピュータ 84・71
- 一・一・二四、モニター 85・28
- 一・一・二五、プリンター 84・43
- 一・一・二六、スキャナー 84・71

- 一・一・二七、扇風機 8414・51
- 一・一・二八、冷水機 8418・69
- 一・一・二九、ドライヤー 8516・31・00
- 一・一・三〇、アイロン 8516・40
- 一・一・三一、盗難防止信号機 8531・10
- 一・一・三二、冷機用コンプレッサー 8414・30

一・二、使用済み電気・電子機器の部材または構成部位とは、使用を経た電気機具及び電子機器の部材または構成部位でまだ使用可能かつ製造時の形態を残しているもの、もしくは修繕、改造または改変を通じ本来の目的に基づき使用できるものを意味する。ここに以下のリストを本告示の要件下に管理を受ける第三種危険物とする。特定の件について規定のある法律がある場合、その法律の規定を適用する。

一・二・一、冷蔵庫の部材または構成部位 輸入関税タリフ番号（以下略）8418・91, 8418・99

- 一・二・二、テレビ受像機の部材または構成部位 85・29
- 一・二・三、ラジオ受信機の部材または構成部位 85・29
- 一・二・四、ビデオ再生機の部材または構成部位 85・22
- 一・二・五、DVD再生機の部材または構成部位 85・22
- 一・二・六、VCD再生機の部材または構成部位 85・22
- 一・二・七、録音テープ再生機の部材または構成部位 85・22
- 一・二・八、空調機の部材または構成部位 8415・90
- 一・二・九、洗濯機の部材または構成部位 8450・90
- 一・二・一〇、衣料蒸し機の部材または構成部位 8451・90
- 一・二・一一、ドライクリーニング機の部材または構成部位 8451・90
- 一・二・一二、電気炊飯器の部材または構成部位 8516・90
- 一・二・一三、電気湯沸し機の部材または構成部位 8516・90
- 一・二・一四、電子レンジの部材または構成部位 8516・90
- 一・二・一五、電気オーブンの部材または構成部位 8516・90
- 一・二・一六、電話機の部材または構成部位 8517・70
- 一・二・一七、ファクシミリ機の部材または構成部位 8443・99
- 一・二・一八、テレグラフ受発信機の部材または構成部位 8517・70
- 一・二・一九、計算機の部材または構成部位 84・73
- 一・二・二〇、電子タイプライターの部材または構成部位 84・73
- 一・二・二一、複写機の部材または構成部位 8443・99
- 一・二・二二、携帯電話機の部材または構成部位 8517・70
- 一・二・二三、コンピュータの部材または構成部位 84・73
- 一・二・二四、モニターの部材または構成部位 85・29

- 一・二・二五、プリンターの部材または構成部位 8443・99
- 一・二・二六、スキャナーの部材または構成部位 84・73
- 一・二・二七、扇風機の部材または構成部位 8414・90
- 一・二・二八、冷水機の部材または構成部位 8418・91、8418・99
- 一・二・二九、ドライヤーの部材または構成部位 8516・90
- 一・二・三〇、アイロンの部材または構成部位 8516・90
- 一・二・三一、盗難防止信号機の部材または構成部位 8531・90

第二項

本告示に基づく第一・一項及び第一・二項における輸入とは、以下の四形態にある輸入を意味する。

二・一、再利用のための輸入。すなわち以下の要件を有する再利用可能な使用済み電気機具及び電子機器、もしくは電気・電子機器の部品または部材の輸入。

二・一・一、自己の事業で特定の件で使用する必要のある特別な性質を有する使用済み電気機具及び電気機器でなければならない。ここに必要な事由及び確実な使用計画を示さなければならない。

二・一・二、製造時の形態を残した使用済み電気・電子機器の部材または構成部位でなければならない。かつ損壊した元の部分に変わる交換部品として使用するために輸入しなければならない。ここに確実な使用計画と共に代用変更の証拠及び必要な事由を示さなければならない。

二・一・三、工業製品規格が告示された商品である場合には、工業製品規格（モーター／T I S）と同等以上の規格を有する製品でなければならない。

ここに、輸入者は以下の資格を有していなければならない。

1、使用済み電気機具及び電子機器の輸入の場合は、事業を有し、自己の事業の特定の件で使用が必要がある法人もしくはグループの事業集団でなければならない。

2、使用済み電気・電子機器の部材または構成部位の輸入の場合は、電気機具及び電子機器の製造事業者、もしくは製造または販売代理人、使用済み電気機具及び電子機器の修繕事業者、あるいは使用済み電気・電子機器の部材または構成部位を王国外に持ち出し修繕する者でなければならない。

二・二、修繕のための輸入。すなわち以下の場合に基づく損壊した使用済み電気機具及び電子機器、もしくは使用済み電気・電子機器の部材または構成部位を本来の目的にそって使用できるような状態に戻す修繕、改善、改良のための輸入。ならびに外国で修繕した使用済み電気機具及び電子機器、もしくは使用済み電気・電子機器の部材または構成部位の再輸入。

二・二・一、使用済み電気機具及び電子機器、もしくは使用済み電気・電子機器の部材または構成部位を王国外で修繕し、再輸入する場合は、関税局の再輸入保証書の謄本もしくは輸出インボイスの謄本を許可申請のために示す。

二・二・二、使用済み電気機具及び電子機器、もしくは使用済み電気・電子機器の部材または

構成部位を一時的に輸入し、国内で修繕する場合は、使用不能な損壊部材または構成部位の返還における送り元の国からの承諾書とともに、修繕を終えるまでの期間を通知し、再輸出保証書を示す。ここに輸入者は輸出日から三〇日以内に損壊した部材または構成部位の輸出の証拠を提出する。タイ国内で製造した使用済み電気機具及び電子機器である場合は、損壊した部材を輸出しなくてもよいが、その損壊部材の処理計画を示さなければならない。

ここに、輸入者は以下の資格を有していなければならない。

1、使用済み電気機具及び電子機器、もしくは使用済み電気・電子機器の部材または構成部位を輸出して王国外で修繕し、再輸入する場合、輸入者は輸出者と同一の個人または法人でなければならない。

2、使用済み電気・電子機器の部材または構成部位を一次的に輸入し、修繕する場合、輸入者は使用済み電気機具及び電子機器、もしくは使用済み電気・電子機器の部材または構成部位の製造事業者、もしくは使用済み電気機具及び電子機器、もしくは使用済み電気・電子機器の部材または構成部位の修繕事業者でなければならない。

二・三、本来の目的に基づき使用できるよう改良または改善するための輸入。すなわち使用済み電気機具及び電子機器、もしくは使用済み電気・電子機器の部材または構成部位を改造、改変、変更または改良して本来の目的にそって使用できる状態にするための輸入。この場合、以下の要件を満たしていなければならない。

二・三・一、経済的に採算性がなければならない。

二・三・二、製造日から三年以内の使用期間でなければならない [第一・一・二一項に基づく複写機、第一・二・二一項に基づく複写機の構成部位、及び第一・二・二五項に基づくプリンターの部材または構成部位のトナーカートリッジ及びフューザーモジュールはその限りではない]。このとき商標、タイプ、機械番号または部品番号及び製造年を示さなければならない。

二・三・三、第一・一・二一項に基づく複写機、及び第一・二・二一項に基づく複写機の部材または構成部位については [トナーカートリッジ及びフューザーモジュールを除き]、製造日から五年以内の使用期間でなければならない。このとき商標、タイプ、機械番号または部品番号及び製造年を示さなければならない。

二・三・四、工業製品規格が告示された商品である場合には、タイ工業製品規格（モーター／T I S）と同等以上の規格を有する製品でなければならない。

ここに、輸入者は以下の資格を有し、以下の手続きをとらなければならない。

1、輸入を申請する使用済み電気機具及び電子機器、もしくは使用済み電気・電子機器の部材または構成部位を改造、改善する能力を有し、事業が一致、相応する、仏暦二五三五年工場法令の内容に基づき制定された省令（仏暦二五三五年）末尾リストに基づく第69～73番または第106番の工場種の許可を得た工場事業者でなければならない。

2、第一項に基づき自己の事業所でのみ改造、改善するための輸入でなければならない。

3、損壊した部材または構成部位、及び改造または改善により生じた廃物の処理計画を有していなければならない。その処理計画には環境への影響を生じさせない、もしくは国の廃物処理負

担を増やさない処理方法の詳細を示さなければならない。損壊した部材または構成部位、及び改造または改善により生じた廃物の国内での処理方法を示すことができない場合、損壊した部材または構成部位及び当該廃物の駆除または消除の引受けにおける送り元の国もしくは駆除引受け業者の承諾書とともに、返還保証書を示さなければならない。

二・四、選別または改質のための輸入。すなわち開封、解体、分解、部材の分離、もしくは消除、破壊、または他の利用が可能な物質の抽出、分離行為のための使用済み電気機具及び電子機器、もしくは使用済み電気・電子機器の部材または構成部位の輸入。このとき輸入者がバーゼル条約に従わなければならない化学物質の廃物または危険な廃物の輸入であるとみなす。

第三項

本告示は以下の場合の輸入については適用しない。

三・一、関税タリフ番号の第四分類・第三種に基づく一時的輸入かつ輸入日から六ヶ月以内に再輸出する場合。ただし第三種（g）に基づく修繕のための輸入は第二・二項に定めた原則及び要件に従い許可を得なければならない。

三・二、関税タリフ番号の第四分類・第五種に基づく自己使用または職業での使用で、地位に相当の数量における、もしくは関税タリフ番号の第四分類・第六種に基づく住居引越しで地位に相当の数量における、あるいは一件二台以下における個人使用のための輸入の場合。

三・三、関税タリフ番号の第四分類・第一〇種に基づくタイ国が国連機関に対して有する義務事項、もしくは国際法、または国際条約による特権、あるいは友好的に相互になされる外交上の特権を得た輸入の場合。

三・四、関税タリフ番号の第四分類・第一七種に基づく国際会議での使用のための、相当量での輸入の場合。

三・五、仏暦二五五〇年石油法令に基づく委員会が石油事業に必要だとして承認を命じた輸入の場合。

ここに仏暦二五五〇年（西暦二〇〇七年）一〇月二日より施行する。

仏暦二五五〇年九月一三日告示

（おわり）